

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の 期日前投票所における投票用紙の誤交付について

日時： 令和8年2月1日 15時37分頃

場所： 大川市期日前投票所（大川市役所第1会議室）

事案： 本市での投票権のない者（転入後3か月が経過しておらず、本市選挙人名簿に「登録されていない者」）に誤って投票用紙を交付したもの。

経過： 2月1日15時37分頃、当該市民が期日前投票所を訪れ、期日前投票宣誓書を記入のうえ受付をする際、受付担当者が、生年月日で検索をして抽出された、生年月日が同じ別の市民と勘違いし、受付をして投票用紙（小選挙区・比例代表・国民審査）を交付した。

16時半過ぎ、期日前投票宣誓書と受付名簿を照合した際、名前が合致せず発覚した。

投票の取扱い等：

誤交付した投票用紙は投票されて特定が困難なため、候補者名や政党名が正しく記入されていれば、有効票として取り扱う。

また、誤認により投票済みとした別の市民についても、投票ができるように措置を講じる。

再発防止について：

受付時の本人確認について、従事者2名により、名前、生年月日及び住所の読み合わせを徹底し、同様の事案が生じないよう一層の細心の注意を持って投票事務に従事する。

【問い合わせ先】

大川市選挙管理委員会事務局

電話：0944-85-5565